

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

10 生活の安全安心・非常時への備え

1 10年後に目指したい将来像

防犯、交通安全の取り組みがされ、犯罪や交通事故が少ない安全で安心なまちが実現しています。市民一人ひとりが、商品・サービス等の必要な情報を正しく把握・判断し、安全安心な消費生活を営み、社会や環境に配慮した消費行動が実現されています。災害時の自助・共助・公助の取り組みについて、平時からの備え、助け合いの意識を持って地域づくりが行われています。また、災害時には迅速な情報伝達、避難誘導、被災者救援・支援がなされ万全な危機管理体制が構築されています。

2 10年後に避けたい三田の状況	3 10年後に目指したい三田の状況	取り組み
A 犯罪が多発し、市民が安全・安心に生活することができません。	→ 犯罪の発生が抑えられ、市民が安全・安心に生活しています。	①
B 交通事故が頻繁に発生し、市民が安心して外出できません。	→ 交通事故が減少し、市民が安全に安心して外出できています。	②
C 高齢化やデジタル化等により、消費者の知識不足に付け込む悪質商法や契約トラブルが増加しています。	→ 多様な主体が連携して利用しやすい相談、消費者教育、見守り体制が整備され、誰もが安全に安心して消費生活を営んでいます。	③
D 被害状況の把握・対応の遅れや高齢化、コミュニティの希薄化等により地域防災力が低下し、災害時の被害が拡大しています。	→ 迅速な被害状況の把握・対応が行えるとともに、自主防災組織の結成が進み、地域全体で助け合う意識が醸成され、地域防災力が向上しています。	④
E 避難行動要支援者の避難の遅れや情報伝達の不備により災害時の被害が拡大しています。避難所に感染症がまん延し運営困難となっています。	→ 災害情報が市民に伝わるとともに、避難行動要支援者の迅速な避難が図られ被害が最小限化しています。感染症に対応した避難所運営が行われています。	⑤
F 市民や事業者の防火意識が低下し、自助・共助による火災予防が困難となっており、激甚化する大規模災害等に対応するための消防力が機能していません。	→ 市民や事業者が自主的な火災予防対策や防火管理体制を取り、大規模災害等への能動対応と広域な連携・協力等ができています。	⑥

5 成果指標

新規・継続	取り組み	指標名	単位	指標の目指す方向性	累計・単年度	基準値(基準年)	目標値(R8)	指標の算出方法・算出根拠
継続	①	刑法犯罪発生件数(人口千人当たり)	件	↓	単年度	3.2件(R2)	2.8件	警察発表統計による(10年で半減) R8(5年後) $3.8-(3.8/2)/2=2.85$
継続	②	交通事故による死傷者数	人	↓	単年度	215人(R2)	255人	警察発表統計による(10年で半減) R8(5年後) $340-(340/2)/2=255$
新	③	消費生活に関する講座の受講者数(高齢者及び障害者・若年者)	人	↑	単年度	529(R元)	700	高齢者、障害者、若年者(関係者、支援機関等を含む)の受講者数 ※R2年度は185人。新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数や受講者数が大幅に減少したため、R元年度数値を入力しています
継続	③	消費生活相談の解決率	%	↑	単年度	85.5(R元)	90	消費生活相談統計(消費者庁)「苦情」のうち「助言」「斡旋・解決」
継続	④	自主防災組織結成率(全世帯数に対する結成地区の世帯数合計)	%	↑	累計	79.1(R2)	90	市全世帯数に対する結成地区の世帯数合計数の割合が10年後は100%(R13)、R8(5年後)は90%
新	⑤	避難行動要支援者個別避難計画策定地区数	地区	↑	累計	11(R2)	75	R8(5年後)土砂災害警戒区域を優先的に策定

4 取り組み

- 市民**
- ◆地域の安全を守り、地域ぐるみでの防犯活動に取り組みます。
 - ◆交通事故の防止に努め、交通安全活動に取り組みます。
 - ◆家庭や地域等で見守り合い安全な消費行動に努めます。
 - ◆自主防災組織の結成や地域防災訓練、救命講習会等に参加し防災意識の高揚を図ります。
 - ◆避難行動要支援者制度における個別避難計画の策定を促進します。
 - ◆自主的な火災予防に取り組みます。
 - ◆山火事等を起こさないよう取り組みます。

事業者・団体等

- ◆行政、市民とともに地域を見守り、地域の防犯活動に協力します。
- ◆交通法規を遵守し、従業員の交通安全教育を推進します。
- ◆消費者への情報提供、相談対応、SDGsの視点での事業活動に取り組みます。
- ◆災害時に必要物資、場所、人材等を提供し、復旧・復興に協力します。
- ◆積極的な消防・災害対応訓練を実施します。
- ◆防火体制強化の徹底、初動対応の充実に取り組みます。

行政

① 犯罪のないまちの推進

三田防犯協会や地域の防犯活動の支援を行い、地域ぐるみでの見守り活動、防犯の取り組みを推進します。市内で営業活動を行う事業者に対して見守り活動等の協力要請を行います。防犯カメラの計画的な設置や維持管理をし、犯罪の抑止、安全・安心の見守りを行います。

② 交通安全運動の充実

交通安全意識の向上を図るため、教育機関や高齢者等を対象に交通安全教室を実施します。交通安全協会、警察等と連携し、自転車利用における交通ルール遵守啓発の活動を行い、自転車事故の防止を図ります。交通安全街頭啓発キャンペーン等を通じて、市民の意識向上を図ります。

③ 消費生活センター機能の充実と消費者教育の推進

デジタル化に対応した相談・教育の導入や人材育成により、消費生活センターの体制・機能の充実を図ります。地域、福祉、警察、学校等関係機関との連携、消費者団体支援、地域の担い手づくりを推進して消費者被害防止に取り組みます。特に被害に遭いやすい高齢者、障害者、若年者への啓発と見守りに取り組みます。

④ 防災力の強化

タイムライン(防災行動計画)を策定し、関係機関が連携協力することによって俯瞰的な災害対応を行います。研修、人事交流などにより防災担当職員の人材育成を図るとともに行政組織内の防災体制の強化を図ります。共助の取組みの中心となる自主防災組織の設立・育成を支援し地域防災力の向上を促進します。

⑤ 災害時における迅速な避難の確保

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう個別避難計画の策定を推進します。可能な限り市民一人ひとりに災害情報が伝わるよう、様々な媒体での情報伝達体制を構築します。防災備品の充実とともに、感染症対策、多様な避難者ニーズに対応したハード面の配慮、避難所運営を行います。

⑥ 消防体制の強化

市民へ火災予防の対策を啓発、事業者へ自衛防火体制等の強化支援、防火対象物へ適切な防火規制の徹底を図ります。消防車両をはじめとする周辺資機材等の導入・維持管理を計画的に実施、人員の確保及び効率的な運用体制を図ります。市関係部局と連携し総合的な防災力を向上、人材育成に取り組み職員の災害対応能力等を向上させます。

◆主要な条例・規則◆

三田市暴力団排除条例、三田市安全で住みよいまちづくりに関する条例、三田市消費生活センター条例、三田市避難行動要支援者名簿に関する条例、三田市安全で住みよいまちづくりに関する条例、三田市火災予防条例

◆関連計画◆

三田市地域防災計画、三田市水防計画、三田市国民保護計画、三田市強靱化計画、三田市業務継続計画、三田市消防計画